

令和5年度 県・市町村による住宅建設等への支援制度

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
喜多方市	市民部 市民生活課 環境政策推進室 (0241-24-5285)	喜多方市自家消費型再生可能エネルギー設備等設置費補助金	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/kanryo/14385.html	省エネルギー化	補助金	①太陽光発電設備 受給最大電力1kWあたり2万円(上限20万円) ②ペレットストーブ・薪ストーブ 補助対象経費の1/5(上限10万円) ③地中熱利用設備 補助対象経費の1/10(上限20万円) ④蓄電池設備 蓄電容量1kWhあたり2万円(上限10万円) ⑤電気自動車充電設備(V2Hシステム) 10万円(定額)	①住宅の屋根等を利用して太陽光発電を行うもので、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に電力会社との電力受給に関する契約を締結(余剰売電に限る。)し、受給を開始しているもの ②木質ペレット又は薪を燃料として住宅の暖房用に設置するストーブで、領収書の領収日が令和4年4月1日から令和6年3月31日までのもの。また、EPA(アメリカ合衆国環境保護庁)の承認を受けた又は二次燃焼機能を有しEPAの承認に近い水準の環境性能を有するストーブであること。 ③地中の熱を利用し熱交換によって冷暖房のエネルギーとして利用するもので、令和4年4月1日から令和6年3月31日までに整備したもの。また、エネルギー消費効率(COP)が3.0以上であること。 ④国の補助事業の補助対象設備として(一社)環境共創イニシアチブに登録されている設備で以下の要件をすべて満たすもの (1)太陽光発電設備が設置されており、当該設備は固定価格買取制度に基づく買取期間が満了(予定を含む。)もしくは解約済み、固定価格買取制度以外での余剰売電または全量自家消費のいずれかであること。 (2)蓄電設備から供給される電力が、住居において消費されること。 (3)領収書の領収日が令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間であること。 ⑤国の補助事業の補助対象設備として(一社)次世代自動車振興センターに登録されている設備で以下の要件を満たすもの (1)太陽光発電設備が設置されており、当該設備は固定価格買取制度に基づく買取期間が満了(予定を含む。)もしくは解約済み、固定価格買取制度以外での余剰売電または全量自家消費のいずれかであること。 (2)電気自動車充電設備を介して電気自動車等から供給される電気が、住居において消費されていること。 (3)領収書の領収日が令和4年4月1日から令和6年3月31日までの期間であること。
喜多方市	企画政策部 地域振興課 きたかたぐらし推進室 (0241-24-5306)	移住者住宅取得支援事業補助金(新築の場合)	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/site/iju-info/23805.html	住宅新築・取得	補助金	移住者の負担軽減による移住促進を目的に、新築及び中古の住宅取得に要する費用の一部を助成するもの。 ○住宅取得補助金 【新築の場合】 ・補助基本額 40歳未満=100万円、40歳以上=50万円 ・配偶者加算額 40歳未満=100万円、40歳以上=50万円 ・子育て加算額(義務教育終了前の子ども最大4人まで) 40歳未満=1人につき20万円、40歳以上=1人につき10万円 ・市内建築事業者加算額 30万円 ・県外転入者加算額(来て ふくしま住宅取得支援事業) 40歳未満=80万円または90万円(市内建築事業者の活用の有無) 40歳以上=50万円~90万円(配偶者有無、子育て加算有無、市内建築事業者の活用の有無) ①40歳未満:最大400万円(配偶者あり+子ども4人+市内建築事業者活用+県外転入者(県補助)) ②40歳以上:最大260万円(配偶者あり+子ども4人+市内建築事業者活用+県外転入者(県補助))	以下のすべてを満たす者 ①基準日(所有権保存登記日または所有権移転登記日)の10年前から本市を含む会津13市町村への転入日までの間、会津13市町村に住居登録がないこと。 ②上記①における会津13市町村への転入日が、基準日の前2年以内または基準日以降であること。

※詳細については、各担当課の窓口にご直接お問い合わせください。(一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。)

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
喜多方市	企画政策部 地域振興課 きたかたぐらし推進室 (0241-24-5306)	移住者住宅取得支援事業補助金 (中古の場合)	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/site/iju-info/23805.html	住宅新築・取得	補助金	<p>移住者の負担軽減による移住促進を目的に、新築及び中古の住宅取得に要する費用の一部を助成するもの。</p> <p>○住宅取得補助金 【中古の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基本額 20万円 ・配偶者加算額 20万円 ・子育て加算額(義務教育終了前の子ども最大4人まで) 1人につき10万円 ・県外転入者加算額(来て ふくしま住宅取得支援支援事業) 20万円～80万円(配偶者有無、子育て加算有無) <p>最大160万円(配偶者あり+子ども4人+県外転入者(県補助))</p>	以下のすべてを満たす者 ①基準日(所有権保存登記日または所有権移転登記日)の10年前から本市を含む会津13市町村への転入日までの間、会津13市町村に住居登録がないこと。 ②上記①における会津13市町村への転入日が、基準日の前2年以内または基準日以降であること。
喜多方市	企画政策部 地域振興課 きたかたぐらし推進室 (0241-24-5306)	多世代同居住宅取得支援事業補助金	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/site/iju-info/23810.html	同居対応	補助金	<p>世代間の支え合いによる子育てや高齢者の見守り環境の充実等を図り、持続性の高い地域コミュニティを構築するため、市内で新築又は中古の住宅を取得し多世代で同居する者に、その取得費用の一部を補助するもの。</p> <p>○住宅取得補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助基本額 新築=20万円、中古=10万円 ・配偶者加算額 新築=20万円、中古=10万円 ・子育て加算額(義務教育終了前の子ども最大4人まで) 新築=1人につき20万円、中古=1人につき10万円 ・市内建築業者加算額 新築のみ=30万円 <p>①新築:最大150万円(配偶者あり+子ども4人+市内建築事業者活用) ②中古:最大60万円(配偶者あり+子ども4人)</p>	以下のすべてを満たす者 ①親と多世代同居していること。 ②同一世帯に義務教育終了前の子供がいる者または40歳未満の者。
喜多方市	保健福祉部 社会福祉課 障がい福祉係 (0241-24-5276)	日常生活用具給付事業 (居宅生活動作補装用具<住宅改修>)	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/syafuku/13264.html	バリアフリー化	その他	<p>市内に居住する身体障がい者等に対する住宅改修について助成を行う。障がい者の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴う次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの設置 ・スロープ等の設置(床段差の解消) ・滑り防止及び円滑な移動のための床又は通路の材質の変更 ・引き戸等への扉の取り替え ・洋式便器への便器の取り替え ・その他住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 <p>・補助額最大20万円(原則1回限り) ※工事施工前に申請が必要</p>	①下肢・体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る)を有する学齢児以上の身体障がい児・者であって障害等級3級以上のもの(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障害2級以上のもの) ②難病患者等であって下肢又は体幹機能に障がいのあるもの
喜多方市	保健福祉部 高齢福祉課 いきがい支援班 (0241-24-5230)	高齢者にやさしい住まいづくり 助成事業	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/koufuku/687.html	バリアフリー化	補助金	<p>手摺の設置や段差解消等の小規模住宅改修を行う場合の費用の一部を助成します。 工事施工前の申請が必要となります。 対象工事の3/4の助成(補助金最大15万円)</p>	在宅の60歳以上の者(要介護及び要支援の認定を受けているものを除く。)で、次に定める要件を満たしている者 ①住民基本台帳に登録された住所地に現に居住する者 ②申請者は住民税非課税の者とし、生計維持者の所得限度額が児童手当法の児童手当所得制限限度額以下の者 ③市税、介護保険料に滞納がないこと ④同一世帯内で過去にこの事業による助成を受けたことのない者 ⑤基本チェックリストの基準に該当する事業対象相当の状態にある者(実態調査実施)

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
喜多方市	保健福祉部 高齢福祉課 いきがい支援班 (0241-24-5230)	高齢者にやさしい住まいエアコン設置助成事業	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/koufuku/19157.html	その他	補助金	エアコン本体、設置にかかる費用の助成を行います。 購入前の申請が必要です。 購入、設置にかかる費用の3/4の助成（補助金最大3万7千円）	市内に住所を有し現に居住する高齢者のみの世帯で以下の要件を満たす世帯 ① 住民税非課税世帯に属していること ② 自宅内にエアコンが未設置であること（買い替えを除く） ③ 世帯員全員に市税、介護保険料に滞納がないこと
喜多方市	建設部 下水道課 総務係 (0241-24-5250)	喜多方市浄化槽設置整備事業補助金	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/gesuidou/39369.html	環境対策	補助金	【対象区域】 公共下水道等整備区域以外の市内全域 【補助額】 ○転換 「上乗せ補助」 ・5人槽・・・390,000円 +44,000円 ・7人槽・・・474,000円 +55,000円 ・10人槽・・・660,000円 +73,000円 ○撤去 ・くみ取り便槽撤去・・・90,000円 ・単独処理浄化槽撤去・・・120,000円 ○「新築」又は「設置後30年を経過したもの又は災害により破損した浄化槽の入替」 ・5人槽・・・176,000円 ・7人槽・・・220,000円 ・10人槽・・・294,000円 ○配管設置 ・配管設置（既設配管撤去含む）・・・300,000円 ※既設単独処理浄化槽を廃止し合併処理浄化槽を設置する転換事業に限る	【対象者】 公共下水道事業等の認可区域外で専用住宅（併用住宅は住宅部分の床面積が1/2以上）に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方 【上乗せ補助】 令和3年4月1日から令和13年3月31日までの間（10年間） 【主な要件】 ・
喜多方市	建設部 下水道課 総務係 (0241-24-5250)	喜多方市浄化槽設置整備事業補助金	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/gesuidou/39369.html	環境対策	補助金	【対象者】 ○浄化槽設置者に要する資金の融資を融資機関に対しあつせんする。 【支援内容】 ○水洗化工事及び排水設備工事に伴う資金の借入（1件100万円以内）を市が斡旋し、これに伴う利子を市が全額負担する	【対象工事】 ・水洗化工事 器具購入費、器具取付費、給水工事及び大工事 ・排水設備 浄化槽本体の設置工事を除く排水管布設工事 【その他の要件】 ・市税及び受益者負担金等を滞納していないこと ・保証人1名が必要
喜多方市	建設部 下水道課 計画管理係 (0241-24-5248)	喜多方市排水設備設置工事費補助金	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/gesuidou/898.html	環境対策	補助金	【対象者】 ○公共下水道及び排水処理正接に接続する排水設備を設置しようとする者 【支援内容】 ○排水設備設置工事費（60万円以内）の5%を補助する	【対象工事】 下水道及び農業集落排水処理施設の処理区域内で供用開始の日から3年以内の工事 【その他の要件】 市税及び受益者負担金等を滞納していないこと
喜多方市	建設部 下水道課 計画管理係 (0241-24-5248)	喜多方市排水設備設置工事費利子補給補助金	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/gesuidou/898.html	環境対策	補助金	【対象者】 ○公共下水道及び排水処理正接に接続する排水設備を設置しようとする者 【支援内容】 ○工事に伴う資金の借入（1件60万円以内）を市が斡旋し、これに伴う利子を市が全額負担する	【対象工事】 下水道及び農業集落排水処理施設の処理区域内で供用開始の日から3年以内の工事 【その他の要件等】 ・市税及び受益者負担金等を滞納していないこと ・保証人1名が必要 ・返済は、5年以内（60カ月以内）の元金均等償還

地方公共 団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
喜多方市	建設部 都市整備課 営繕住宅係 (0241-24-5246)	喜多方市木造住宅耐震診断者派遣事業	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/toshiseibi/30507.html	耐震化	その他	耐震診断事業（補強計画策定含む） 個人負担6,000円	【事業対象者】 次のいずれかの者とする。 （1）住宅の所有者 （2）住宅の賃借者 （3）住宅の購入予定者 【対象住宅】 喜多方市内に存し、次の要件をすべて満たすもの。（1）工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの）を含む。） （2）在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 （3）別に定める重点的に対策が必要な地区等にある住宅 （4）過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅
喜多方市	建設部 都市整備課 営繕住宅係 (0241-24-5246)	喜多方市木造住宅耐震化支援事業	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/toshiseibi/38401.html	耐震化	補助金	耐震化工事に要する費用の5分の4以内の額を補助ただし、次に掲げる工事区分に応じて補助上限額あり 1 一般耐震改修工事（上部構造評点1.0以上に改修） 1,200,000円 2 簡易耐震改修工事（上部構造評点0.7以上に改修） 720,000円 3 部分耐震改修工事（福島県知事が定める技術基準に適合させる改修）720,000円 4 現地建替工事（上部構造評点が1.0未満の住宅を解体し、同一敷地内に現行基準（新耐震基準（平成12年政令第211号））を満たす住宅を新築するもの1,200,000円	【補助の対象となる住宅】 喜多方市内に存し、次の要件をすべて満たすもの。 （1）居住専用又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの）であるもの。 （2）昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された木造住宅で、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法による木造3階建て以下の既存不適格住宅。 （3）耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの、かつ、市長が耐震改修等について勧告を行ったもの。 （4）避難路沿道に存するもの。ただし、現地建替工事に限る。 （5）補助金の交付決定年度内に、耐震化工事が完了するもの。 （6）過去に、当該事業により補助を受けていない住宅 【補助対象者】 次の要件をすべて満たす者。 （1）住宅の所有者等で耐震化工事を行う者。ただし、個人に限る。 （2）市税を滞納していない者。 【所有者等】 次のいずれかの者。 （1）住宅の所有者 （2）住宅の賃借者 （3）住宅の購入予定者

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
喜多方市	建設部 都市整備課 宮緒住宅係 (0241-24-5246)	喜多方市ブロック塀等安全対策事業	https://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/toshiseibi/36917.html	耐震化	補助金	ブロック塀等の除却、建替え、改修を行う市民への補助工事費の2/3(上限15万円)	【補助対象者】 次の要件をすべて満たす者。 (1)個人であること。 (2)市税の滞納がないこと。 (3)当該ブロック塀等の所有者又は当所有者と同一世帯に属する者であること。 (4)喜多方市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員でない者。 【補助対象事業】 次の(1)～(3)をすべて満たし、(a)～(d)のいずれかに該当する事業。ただし、①～③のいずれかに該当する場合は対象外。 (1)市内に存する避難路沿いにあるもの (2)法に適合しない又は地震等で倒壊する恐れのあるブロック塀等の除却、建替え、改修であるもの (3)市内に本店又は支店等を置く工事施工者により施工される事業であるもの (a)ブロック塀等の除却及び除却によって生じた廃棄物の運搬及び処分 (b)(1)の除却によって生じた存置部の取り合いの補修 (c)対象となるブロック塀等を除却し、除去した場所へのブロック塀等やフェンス、生垣の新設 (d)既存のブロック塀等の補強 ①以前この要綱又は他の制度による補助金の交付を受けている場合 ②ブロック塀等が道路内に残される場合 ③補助金の交付決定年度内に完了しない改修工事である場合
喜多方市	建設部 都市整備課 建築景観係 (0241-24-5267)	蔵保存改修補助金	http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/toshiseibi/23758.html	その他	補助金	①在来工法による改修工事(屋根改修、壁補修、本体木工事等)の10%補助 ②その他の改修工事(壁改修、格子扉及び格子窓改修、本体改修、雨どい改修、基礎改修等)の5%補助	①喜多方市に存する蔵を在来工法で改修工事を行う所有者 ②喜多方市に存する蔵を在来工法以外で改修工事を行う所有者
喜多方市	建設部 都市整備課 建築景観係 (0241-24-5267)	老朽危険空き家等解体撤去補助金	http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/toshiseibi/16510.html	空き家	補助金	市の空き家等対策計画に基づく判定においてC判定となった個人が所有する老朽危険空き家等の解体撤去費用の1/3で上限50万円補助	・登記事項証明書に記載されている者またはその相続人 ・未登記の場合は固定資産税家屋台帳または固定資産税納税通知書に記載されている者またはその相続人 ・1年以上使用されていないもの
喜多方市	建設部 都市整備課 建築景観係 (0241-24-5267)	空き家等解体撤去促進補助金	http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/toshiseibi/16510.html	空き家	補助金	市の空き家等対策計画に基づく判定においてB判定となった個人が所有する空き家等の解体撤去費用の1/10で上限15万円補助	・登記事項証明書に記載されている者またはその相続人 ・未登記の場合は固定資産税家屋台帳または固定資産税納税通知書に記載されている者またはその相続人 ・1年以上使用されていない空き家
喜多方市	建設部 都市整備課 建築景観係 (0241-24-5267)	空き家再生推進事業補助金	http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/toshiseibi/16510.html	空き家	補助金	行政区や市内で活動する団体へ空き家等の活用または解体撤去費用の補助 【行政区】 活用または解体撤去事業費の9/10で上限150万円 【市内団体】 活用：事業費の2/3で上限150万円解体撤去：事業費の4/5で上限150万円	・市内の行政区等または市内で活動する団体 ・空き家等を改修し地域コミュニティ維持や再生の用途に10年以上活用することまたは空き家等を解体撤去した跡地を公共施設用地等の用途に10年以上活用すること
喜多方市	建設部 都市整備課 建築景観係 (0241-24-5267)	空き家改修支援事業補助金	http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/toshiseibi/16510.html	空き家	補助金	空き家バンクを通じて購入または賃借した住宅の改修補助 市外からの転入者は改修費の1/2で上限50万円 市民は改修費の1/2で上限25万円	・市に定住する目的で空き家バンクで購入または賃借した住宅を自ら改修するもの ・改修した住宅に5年以上定住することを誓約するもの

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
喜多方市	建設部 都市整備課 建築景観係 (0241-24-5267)	空き家等相続登記支援補助金	http://www.city.kitakata.fukushima.jp/soshiki/toshiseibi/16510.html	空き家	補助金	相続したい空き家等の相続登記費用の1/2で上限5万円を補助	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家等の管理者またはその相続人 ・未登記の場合は固定資産税家屋台帳または固定資産税納税通知書に記載されている者またはその相続人 ・1年以上使用されていない空き家（空き家バンク登録を目的としている場合は除く。） ・補助対象者が非課税である者または空き家バンク登録が目的で相続登記を行う者
北塩原村	総務企画課 企画室 (0241-23-3112)	北塩原村空き家改修補助金	https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/docs/2019091800015/	空き家	補助金	<p>村内に存在する空き家の改修を行った方に補助金を交付します。</p> <p>【補助額】 最大150万円 …改修工事費の1/2、最大150万円</p>	<p>【対象者】 移住者、村内の賃貸物件から空き家へ移り引き続き村内に居住する方（ただし、税等の滞納がないことのほか要件あり）</p> <p>【対象物件】 ・村空き家バンクに掲載された物件 ・賃貸物件を改修する場合は、所有者の承諾を得ること（ただし、購入の場合3親等以内の親族から購入した空き家でないことのほか要件あり）</p>
北塩原村	総務企画課 企画室 (0241-23-3112)	北塩原村空き家等解体撤去補助金	https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/docs/2019091800015/	空き家	補助金	<p>村内に存在する空き家等の解体撤去を行った方に補助金を交付します。</p> <p>【補助額】 最大50万円 …解体撤去工事費の1/3、最大50万円</p>	<p>【対象者】 登記事項証明書に記載されている方やその法定相続人、空き家の管理をされている方（ただし、税等の滞納がないことのほか要件あり）</p> <p>【対象物件】 ・倒壊の恐れがある建物 ・著しく景観を損ねる建物 ・利活用の見込みがない建物 ※併用住宅の場合は居住部分のみ対象とする。ただし、同一敷地内の建設物を一体的に解体撤去する場合は、その費用も合算して対象とする。</p>
北塩原村	総務企画課 企画室 (0241-23-3112)	北塩原村移住促進住宅取得支援事業補助金	https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/docs/2018012300016/	住宅新築・取得	補助金	<p>村への移住者が住宅を取得するのに要した費用に対し、補助金を交付します。</p> <p>【補助額】 ○補助基本額（対象経費の1/2以内） ・県内からの移住者 最大70万円 ・県外からの移住者 最大140万円</p> <p>○加算額（加算要件 最大3件） ・県内からの移住者 最大30万円（要件1件につき10万円） ・県外からの移住者 最大60万円（要件1件につき20万円）</p>	<p>【対象者】 移住者（住宅の所有者）</p> <p>【対象住宅】 新築住宅または中古住宅 （ただし、建築基準法等に適合した住宅であること、3親等以内の親族から取得したものでないことのほか要件あり）</p> <p>【対象経費等】 住宅取得に要した経費（土地取得費、外構工事等に要した経費等は除く）</p>
西会津町	建設水道課 (0241-45-4530)	西会津町木造住宅耐震診断促進事業		耐震化	その他	木造住宅の耐震診断者派遣	<p>【対象者】 対象住宅の所有者</p> <p>【対象住宅】 次のすべての要件を満たす住宅 ①所有者が自ら居住する住宅 ②昭和56年5月31日以前に建築された住宅 ③在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ④過去に当該耐震診断を受けていない住宅</p>

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
西会津町	建設水道課 (0241-45-4530)	西会津町木造住宅耐震改修促進事業		耐震化	補助金	【補助金】 ○一般耐震改修工事 ・基礎額 耐震改修工事費の80% (上限120万円) ○簡易耐震改修工事 ・基礎額 耐震改修工事費の80% (上限72万円) ○部分耐震改修工事 ・基礎額 耐震改修工事費の80% (上限72万円)	【対象者】 対象住宅の所有者 【対象住宅】 次のすべての要件を満たす住宅 ①耐震診断により耐震基準に適合していないと判断された住宅 ②建築基準法第9条第1項又は第10項の規定による命令の対象にならない住宅 ③過去に当該補助金を受けていない住宅
西会津町	商工観光課 (0241-45-2213)	定住住宅整備費補助事業	http://www.town.nishiaizu.fukushima.jp/sita/iju/3442html	住宅新築・取得	補助金	【補助金】 ○新築 最大100万円 ・基礎額 対象事業費の10% 最大50万円 ・加算額 町内事業者が施工した場合 最大50万円 ○中古住宅取得 最大50万円 ・基礎額 対象事業費の10% 最大50万円 ○改築・増築 最大30万円 ・基礎額 対象事業費の10% 最大15万円 ・加算額 町内事業者が施工した場合 最大15万円	【対象者】 町内の若者 (45歳以下) 【対象住宅】 自己の居住の用に供する住宅
西会津町	商工観光課 (0241-45-2213)	着て「にしあいづ」住宅取得支援事業	http://www.town.nishiaizu.fukushima.jp/sita/iju/3442html	住宅新築・取得	補助金	【補助金】 ○新築 最大100万円 ・基礎額 対象事業費の10%最大100万円 (加算：町内事業者が施工50万円45才以下50万円) ○中古住宅取得 最大150万円 ・基礎額 対象事業費の50%最大100万円 (加算：45才以下50万円)	【対象者】 移住しようとする方 (移住後5年以内) 【対象住宅】 自己の居住の用に供する住宅
西会津町	商工観光課 (0241-45-2213)	空き家整備費補助事業	http://www.town.nishiaizu.fukushima.jp/sita/iju/3442html	空き家	補助金	【補助金】 ○改修 最大100万円 ・基礎額 対象事業費の50% ○登記相続等事業 最大40万円 ・基礎額 対象事業費の50% ○清掃事業 最大20万円 ・基礎額 対象事業費の50%	【対象者】 空き家の管理人 【対象住宅】 空き家利活用台帳に登録し、2年以上利活用できる物件として提供する空き家
西会津町	商工観光課 (0241-45-2213)	住宅団地購入費補助事業	http://www.town.nishiaizu.fukushima.jp/sita/iju/3442html	住宅新築・取得	補助金	【補助金】 ○分譲区画1区画あたり 50万円	【対象者】 移住しようとする方 (移住後5年以内) 町が分譲する住宅団地を取得し、自己の居住の用に供するための住宅を購入から1年以内に新築する者であること。
磐梯町	建設課 建設係 (0242-74-1218)	磐梯町木造住宅耐震診断者派遣事業	http://www.town.bandai.fukushima.jp/	耐震化	その他	耐震診断者の派遣個人負担金 15,600円	昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅 他

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
猪苗代町	商工観光課 商工観光係 (0242-62-2117)	猪苗代町定住促進事業補助金	https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Article-6831.html	住宅新築・取得	補助金	1 取得に要した費用の総額（土地の取得費及び設計費を含む。）×1/10 = 補助金 2 新築住宅取得の場合 上限50万円（県外からの場合 上限110万円） 3 中古住宅取得の場合 上限30万円（県外からの場合 上限70万円） 4 1,000円未満の端数は切り捨て。 5 猪苗代町民間賃貸住宅家賃補助金の交付を受けた方は、その補助金を控除した額となります。	転入世帯の世帯主で、次の条件を全て満たす方。 1 平成27年4月1日以降に転入し、転入日の前3年間において町内に住所を有していないこと。（※1） 2 転入後、5年以内に町内に対象住宅を取得し居住を開始すること。 3 取得に係る契約締結日における世帯主の年齢が満50歳未満であること。 4 本町に10年以上居住する意思があること。 5 1人以上の同居親族を有すること。 6 猪苗代町定住促進事業補助金を過去に受け取っていないこと。 7 本町及び従前の居住地において、世帯全員の市町村税に滞納がないこと。 ※1 当該転入者が猪苗代町民間賃貸住宅家賃補助金交付要綱（平成27年猪苗代町告示第42号）第3条の交付対象者に該当する者である場合を除く。
猪苗代町	企画財務課 企画調整係 (0242-62-2112)	住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金交付事業	https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Article-180-9812.html	省エネルギー化	補助金	1kw当たり15千円 4kw上限	町内に住所を有する者が居住または居住使用とする住宅に設置
猪苗代町	建設課 都市整備係 (0242-62-2118)	木造住宅耐震診断促進事業	https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Category-28.html	耐震化	その他	耐震診断者の派遣に要する費用（自己負担金あり）	昭和56年以前に建築された木造住宅
猪苗代町	建設課 都市整備係 (0242-62-2118)	木造住宅耐震改修支援事業	https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Category-28.html	耐震化	補助金	耐震改修に要する費用の1/2について、120万円を限度に助成する。	耐震診断の結果、耐震改修が必要になった昭和56年以前に建築された木造住宅
猪苗代町	保健福祉課 高齢者福祉係 (0242-62-2115)	猪苗代町高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Article-19-460.html	バリアフリー化	補助金	転倒防止等のため住宅改修事業費の9/10以内で18万円限度	おおむね60歳以上の方で、次に該当する方 ・介護保険非該当判定者 ・地域包括支援センターのケアマネージャーが住宅改修を必要と認める方
猪苗代町	上下水道課 下水道係 (0242-62-5633)	猪苗代町浄化槽設置整備事業費補助制度	https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Category-32.html	環境対策	補助金	合併処理浄化槽の設置費補助 5～50人槽	下水道処理区域外の建築物に接続する合併処理浄化槽を設置する個人又は法人 継続的に浄化槽を使用する者 町税を完納している者 汚水処理未普及解消につながる浄化槽の設置であること
猪苗代町	上下水道課 下水道係 (0242-62-5633)	猪苗代町浄化槽維持管理事業費補助制度	https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Category-32.html	環境対策	補助金	単独処理浄化槽 (5～10人槽)6,000円～10,000円(5年間限定) 合併所浄化槽 (5～10人槽)10,000円～16,000円 窒素リン除去型浄化槽 (5～10人槽)17,000円～25,000円 ※1年度に1回限り	下水道処理区域外に設置された単独及び合併処理浄化槽の管理者 保守点検・清掃の実施及び法定検査を受検している者 町税を完納している者
猪苗代町	上下水道課 下水道係 (0242-62-5633)	猪苗代町水洗便所改造資金融資あっせん、利子補給制度	https://www.town.inawashiro.fukushima.jp/cb/hpc/Category-32.html	環境対策	利子補給	融資あっせん額は改造工事1件につき100万円以内 利子補給は利子の全額を補助する	町税等を完納している者 町内居住の連帯保証人1名を有している者